

景品表示法の課徴金制度の 運用状況について

平成29年6月27日
消費者庁 表示対策課

【普通自動車等】三菱自動車工業株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令

＜平成29年1月27日公表＞

表示例：普通自動車等のカタログ

＜ミラージュ（XTHX、G、二輪駆動）＞

> 全車エコカー減税*1対象

平成32年度燃費基準達成、
平成17年基準排出ガス75%
低減レベル達成で、
エコカー減税の対象になります。

JC08モード 燃料消費率*2 [国土交通省審査値]

25.4 km/L

60% 50%

*1：燃費対称率および燃費率に基づき、ご購入の自動車型式と自動車重量税の減額になります。またグリーン税制対象となるため、前年度課税年度の自動車税が軽減されます。詳しくは営業スタッフにおたずねください。
*2：燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値）
25.4 km/L

例えば、カタログにおいて、「ミラージュ（XTHX、G、二輪駆動）」と称する小型自動車について、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値） 25.4 km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4 km/L」であるかのように示す表示をしていた。

⇒実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「24.0 km/L」であった。

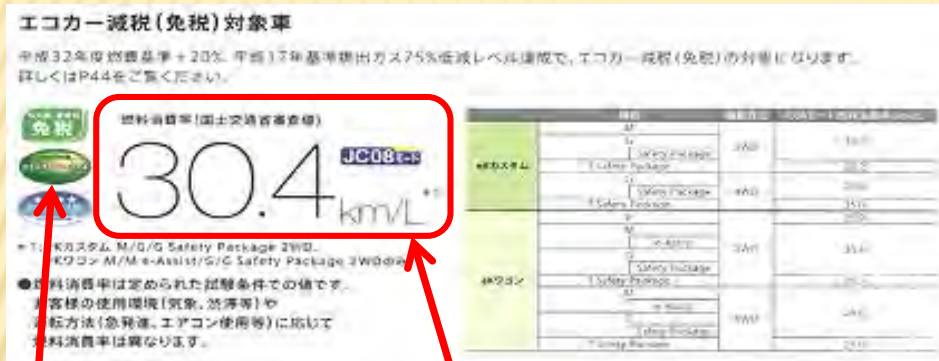


措置命令を実施するとともに課徴金納付命令を実施(合計4億8507万円)

【軽自動車】三菱自動車工業株式会社及び日産自動車株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令 < 措置命令：平成29年1月27日公表、課徴金納付命令：平成29年6月14日公表 >

表示例：三菱自動車工業株式会社の軽自動車のカタログ

< eKワゴン（L T M X、M、二輪駆動） >



燃料消費率（国土交通省審査値）
JCO8モード 30.4 km/L

平成32年度
燃費基準+20%達成車
平成32年度
燃費基準+20%達成車

例えば、三菱自動車工業株式会社は、カタログにおいて、「eKワゴン（L T M X、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「燃料消費率（国土交通省審査値） JCO8モード 30.4 km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4 km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。

⇒実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1 km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。



両社は、認定返金計画に基づく返金措置を実施
⇒返金相当額を予定課徴金額から減額した上で、残額につき課徴金納付命令を実施
三菱自動車工業：合計453万円、日産自動車：合計317万円

三菱自動車工業株式会社及び日産自動車株式会社に対する課徴金納付命令の概要

対象商品		課徴金対象期間	相当注意義務違反 (法8条1項ただし書該当性)	自主的報告による2分の1減額	返金措置による減額	課徴金総額
三菱	軽自動車	平成28年4月1日～同月20日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 燃費性能の改ざん等 ➤ 防止のための管理監督不十分 	○	認定された返金計画に基づく返金(～4月7日) ⇒返金相当額(679万円)を減額	453万円
	普通自動車等	平成28年4月1日～同年8月30日等	同上	×	返金計画は提出されず又は不認定	4億8507万円
日産	軽自動車	平成28年4月1日～同月20日	三菱と共同で実施した燃費値に係る検証において、燃費性能の根拠となる情報を十分に確認しなかった。	○	認定された返金計画に基づく返金(～4月25日) ⇒返金相当額(3301万円)を減額	317万円